

評議員、評議員選任・解任委員報酬規則

社会福祉法人 佐用福社会

施行 平成 29 年 1 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人 佐用福祉会の評議員、評議員選任・解任委員(以下「委員」と称する)の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第 2 条 報酬は、評議員、委員の対価として支払われるものである。

(評議員会、委員会の出席報酬等)

第 3 条 評議員、委員が評議員会、委員会に出席した時は、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超えた場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 4 条 評議員、委員が、法人業務の為の出張する場合は、別表 2 により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。
4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第 5 条 施設の職員を兼務する委員は、この規則を適用しない。

(改正)

第 6 条 本規則の改正は、理事会の同意と評議員会の承認を経なければならない。

附則

この規則は平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

別表 1 評議員会、委員会出席報酬(日額)

名 称	報 酬 額	実費弁償費
評議員会出席	5,000円	1,000円
委員会出席	5,000円	1,000円

別表 2 旅費(日額)

報 酬 額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費